

第 3 回
食料・農業・農村政策審議会
消費・安全分科会

平成 16 年 7 月 27 日

農林水産省消費・安全局

午後 3 時 00 分 開会

○山本分科会長 定刻でございますので、ただいまから、食料・農業・農村政策審議会第3回消費・安全分科会を開催します。

本日は、お忙しいところ、またお暑い中ご参集いただきましてありがとうございます。

早速でございますが、消費安全局長からごあいさつをお願いします。

○中川消費・安全局長 消費・安全局長の中川でございます。

委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中ご参集いただきましてまことにありがとうございます。

また、常日ごろから私どもの消費・安全行政につきまして、いろいろとご助言をいただいております。改めてお礼を申し上げたいというふうに思います。

昨年の7月に消費・安全局が新設をされましてちょうど1年が経過をしたわけでございます。この間、今回の組織改革の一番の目玉であります食の安全・安心の確保のためということで、私どもこの1年間一生懸命頑張ってきたわけでありますけれども、1

年を振り返りますと、高病原性鳥インフルエンザ、あるいはまたアメリカのBSEの発生等々、大変事件、事故も多かった1年でございました。

後ほど、資料に基づきまして、この1年の活動については振り返りながらご報告をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、まず一番大きかったできごとといたしまして、79年振りの高病原性鳥インフルエンザが、ことしの1月に日本で発生をいたしました。都合4例の発生がございましたけれども、現場での対応、それからまた昨年の9月には防疫マニュアルを策定していただくというふうなこともあります、とりあえず4例の発生で押さえ込むことができたというのは、現場でのご苦労もありますけれども、そういったそれぞれの持ち場、持ち場で対応が何とか大きな誤りもなく適切に行われた結果ではなかったかというふうに思います。

この点は、アジアにおける幾つかの国において、ごく最近また再発の例が見られておりますけれども、そういったものと比較をいたしますと、あらかじめマニュアルを準備し、初動の対応をきっちりできたということが、こういったことにつながったのではないかというふうに私ども受けとめているところであります。なお一層この経験を生かしまして、将来起こるかもしれないさまざまなリスクの発生に対して、できるだけその発生を抑え、また不幸にして発生をする場合には、その影響を小さくするということができますように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、アメリカのBSE発生に関係をいたしますさまざまできごとでありますけれども、もう既にマスコミ等での報道でもご案内のように、12月24日に発生が報道されまして以降、アメリカとの間の牛肉の貿易は止まった状態が続いておりますけれども、3回の局長級協議を踏まえまして、5月、6月、7月と3回専門家の方々、実務者の間でワーキンググループというものを設けて作業をしてまいりました。4月21、22日の第3回の会合を踏まえまして、報告書が取りまとめられております。

このワーキンググループは、貿易の再開のための条件を協議をすることではなくて、まずBSEという大変まだ新しい病気でさまざまなことがわからない、そういう疾病に関する科学的な知見について共通の認識を得るということが主眼でございまして、一定の共通の認識を得られた部分、また日本とアメリカで見解の異なる部分というものを報告書として取りまとめたわけでございます。

他方で、国内のBSE対策については、現在食品安全委員会で検討いただいております。私どもの基本的な考え方は、国内で取っている対策と対外、外国に対し貿易再開に当たって求めていくべき、そういった対策は同じものであるべきだという基本的な考え方方に立っているわけでありまして、今後こういった基本的な考え方のもとに、何よりも消費者の方々が安心して、牛肉消費ができるように、そういう安全・安心の確保を第一にしてアメリカとの協議を続けていきたいというふうに思っております。

食の安全・安心の確保のためには、何よりも普段から消費者の

方々に情報提供をきちっとし、また意見交換をしてリスクコミュニケーションを続けていきながら、政策にそういった消費者の方々の意見をできるだけ反映させていくという、そういうプロセスが大事だというふうに思います。

この点は、なかなかまだ具体的な成果というものはそう多くないわけでありますけれども、地道な努力として、普段から間断なく続けていくことが大事だというふうに思っております。

それから、食の安全・安心の確保のためには、農場から食卓に至るまでの各ステージごとで、それぞれのステージごとのルールがございます。農薬の使用のルール、あるいは肥料の使用のルールいろいろございます。そういうものについて、きちんと守つていただくということが大事でありますので、この点は消費・安全局の地方組織、あるいはさまざまな独立行政法人などの組織との連携を保ちながら、きちんとやっていきたいというふうに思っております。

また、食育のもう一方の大きな柱でございますが、平成13年3月に決定されました食生活指針を具体的にどう実践に結びつけていくかという点で、これから努力が大事かというふうに思っております。この点についても、局の所掌の大事な柱でありますので、しっかりと頑張りたいと思っております。

本日は、この局が発足してから1年間のレビューをしていただくということが主なテーマでございます。各委員の先生方におかれましては、ぜひ率直なご意見をいただきて、できるだけ組織改革の実が上がるよう、また適切なお声をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

では、事務局から委員の出席状況等につきましてご報告をお願いします。

また、本日の資料につきましてもあわせて説明をお願いします。

○坂井消費・安全政策課長 消費・安全政策課長の坂井でございます。

それでは、本日の委員の先生方の出席状況でございますが、残念ながら安高委員、幸島委員、佐野委員、伊藤委員、神田委員、塩越委員、安藤委員の7名の方がどうしても都合がつかないということで欠席でございます。

一方、7人の委員の方々に出席をしていただいております。本審議会の規則に基づきまして、3分の1以上の出席で会議が成立いたしますので、規定に基づきまして本分科会は成立しております。

なお、本日農林水産省の関係課及び厚生労働省の方から、事務局として出席をさせていただいておりますが、7月に異動がございまして、事務局からの出席者、変更、異動しておりますので、この場をお借りして紹介をさせていただきたいと思います。

まず、7月2日付に着任をいたしました審議官の高橋でございます。

また、本日若干遅れておりますが、新たに参事官に伊地知が着

任をしております。

また、表示・規格課長に着任いたしました水田でございます。

続きまして、資料の確認でございます。

今回も、非常に大量の資料で恐縮ですが、資料一覧のとおりでございます。

もし、お手元足らないものがある場合には、お伝えいただければと思います。

以上でございます。

○山本分科会長 ありがとうございました。

本日の議事進行でございますが、配付資料一覧をごらんになっていただきたいのですが、まず、資料2-1、消費・安全局設置から1年間の取組、資料2-2、食の安全・安心のための政策大綱工程表、この2つの資料につきまして報告をしていただきます。

参考資料1から4もあわせて参考いただきながら、資料2-3、消費・安全局の1年間のとりくみに関する意見交換テーマ例という1枚紙のペーパーもお手元にまいっているかと思いますが、そのペーパーに基づいて消費・安全行政のこの1年間の取り組みと今後の課題につきまして、皆様からご意見を賜りたいと考えております。

最後に、資料3、家畜衛生部会の審議状況についてご報告をいただき、そこでまたご意見をいただきたいというふうに考えております。

なお、本日の会議は17時までを予定しております。議事進行につきまして、委員各位のご協力をお願い申し上げます。

では、事務局の方からご報告、資料説明をお願いします。

○坂井消費・安全政策課長 それでは、資料2、1、2、3に分かれておりますが、資料2-1を中心にご説明をさせていただきたいと思います。

既に、ご案内のところもあるかと思いますが、簡潔に説明をさせていただきたいと思います。

まず、この1年の取り組みでございますが、この資料は1年間経過した時点で公表したものでございます。大きく2つの柱に分かれておりまして、最近の柱がこちらにございます。産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施、また消費者の安心・信頼の確保というのが2つ目の柱になっております。

まず、最初の柱でございますが、この柱の最初が局長の挨拶にもございましたが、家畜防疫体制の強化ということで、BSE対策の推進でございます。

ご案内のように、11例のBSEがこれまで発見をされて報告をされておりますが、こういった中で屠畜場での全頭検査に加え、死亡牛のBSE検査、これは本年4月に全都道府県におきまして24カ月齢以上の死亡牛検査について、完全実施体制が整ったところでございます。また、「牛肉トレーサビリティ法」を着実に実施しているところでございます。

また、昨年の9月にはBSEの感染源・感染経路について、疫学検討チームの報告書の取りまとめを行ったところでございま

す。

また、ご案内のように、米国におけるBSEの発生に伴いまして、牛肉の輸入停止措置を講じております。これも、局長から話がありましたが、国内と同等の措置が必要との基本的な考え方のもとに協議を進めておりまして、3回のワーキンググループ、つい先日報告書が取りまとめられたところでございます。

次のページにいきまして、鳥インフルエンザ対策、79年振りに発生を、高病原性鳥インフルエンザが発生したところでございますが、幸いにして4例いずれも清浄性が確認され、育成措置も段階的に開示をされております。

また、括弧の中の最後から2つ目、最後の・のところを見ていただければと思いますが、こうした4例の発生に伴いまして、鳥インフルエンザに関する閣僚会合を開催いたしまして、緊急総合対策を取りまとめたところでございます。この、総合対策に基づきまして、急遽家畜伝染病予防法の一部改正を実施、これは既に成立をしておりますが、行いまして、届け出義務違反に関するペナルティの強化、また移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成措置の制度化ということで、防疫対策により万全を期すということに努めているところでございます。

また、海外における発生に伴って輸入停止措置を講じているところでございます。

次に、コイヘルペスウイルス病などの水産防疫の強化でございますが、6月8日現在既に31都府県で、コイヘルペスウイルス病を確認しております。こういった発生に対応しまして、感染魚の処分、消毒などの蔓延防止措置を的確に実施をしております。

また、2月来専門家会議を開きまして、防疫体制の点検、改善の方向を順次検討しているところでございます。

3ページにまいりまして、農薬、肥料等の生産資材の適正な使用の推進、取り締りでございますが、適正使用のための普及啓発、指導を行うとともに、独立行政法人であります農薬検査場、また各都道府県に設置されております地方農政事務所によりまして立ち入り検査を実施しまして、万全を期しているところでございます。

また、大きな〇のところに書いてありますように、7月、8月と一斉点検、これは農薬製造者に対する一斉点検を行いまして、違反の摘発、報告命令等を行っているところでございます。

そのほか、マイナー作物、これは使用できる農薬が少ない地域特産的な作物でございますが、の農薬の使用対策の推進、また牛の脊柱などを原料とした飼料、肥料の製造禁止等の措置を講じているところでございます。

4ページにまいりまして、産地における自主的な取り組みの支援ということで、GAP、これは、適正農業規範、Good Agricultural Practiceという言葉の略でございますが、適正農業規範の実践、あるいは「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」、こういったものの活用に努めているところでございます。

また、有害汚染物質、これはカドミウム等の有害汚染物質の管理強化ということで、昨年の9月に「有害汚染物質の対策検討チ

ーム」をつくりまして、それぞれの危険物資ごとに行動計画を定め、これは今年の5月に公表しておりますが、このような計画に基づいて、リスク管理対策を進めているところでございます。

また、カドミウムにつきましては、消費者、国民との意見交換ということで、カドミウムのリスク管理に関する意見交換会をこれまで2回実施をしているところでございます。

また、引き続き輸入食品の安全性の確保、これは情報収集も含めまして行っているところでございます。

5ページにいきまして、そのほか、植物検疫の着実な実施、また危機管理体制の整備ということで、これも農林水産省内に「食品安全危機管理対応チーム」を9月1日に設置をいたしまして、また緊急時の対応基本指針を公表しているところでございます。

また、食品安全委員会との関係につきましては、基本的事項という食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、関係省庁の役割分担、連携を定めました基本的事項を今年の1月に閣議決定をしております。

また、さらに細部の役割分担、連携・調整につきましては、関係府省による申し合わせを決定をしているところでございます。このような手段によりまして、できる限り関係府省との連携をより密にしていくということに努めているところでございます。

6ページから、2番目の柱であります消費者の安心・信頼の確保でございます。食品表示・JAS規格の適正化ということで、厚生労働省と共同で食品の表示に関する共同会議を設置をいたしまして、JAS法と食品製法の統一的な運用を図っているところでございます。昨年の7月には、期限表示の用語の定義統一ということで、従来賞味期限、品質保持期限ということで似たような言葉が使われていたところですが、これを賞味期限に統一するということで、密接な連携に努めているところでございます。

また、加工食品の原料原産地表示の大幅な拡大を行っております。

そのほか、生産情報公表JAS規格の制定、これは生産段階での農薬の使用状況と生産段階の状況を消費者に伝えるというものですが、新たに消費者のニーズに対応して、このようなJAS規格を順次制定、検討しているところでございます。

また、職員2,000名体制によりまして、地方農政事務所等におきまして、表示について監視を徹底しているところでございます。

「食品表示110番」、「食品ウォッチャー」こういった仕組みも使いまして、消費者の方々との協力を得て、監視体制を充実させているところでございます。

7ページでございますが、トレーサビリティシステムの確立ということで、牛肉につきましては、特別措置法でトレーサビリティが義務づけられております。既に、生産段階では施行されておりますが、本年12月1日に流通段階の施行が行われるということで、食肉小売店など販売業者、また小売店のほかに特定料理提供業者、これは焼肉屋さん等でございますが、こういった関係者に対して、政府の周知徹底を図っているところでございます。

また、牛肉以外の食品一般、これは関係者による自主的な取り組みを支援するというのが、農林水産省としての方策でございま

ですが、システム開発の実証試験、あるいは情報関連機器に対する整備、対する助成、といったことを行っております。

そのほか、各地域におきましてトレーサビリティの普及啓発を図るフォーラムを年間9回各地域において実施をいたしまして、トレーサビリティシステムに対する理解の向上を図っているところでございます。

また、最後8ページになりますが、消費者などとのリスクコミュニケーションの推進ということで、新しい局、消費・安全局の重要な施策として、まさに消費者とのリスクコミュニケーションがございますが、いろいろな媒体を使いまして、積極的にコミュニケーションに努めているところでございます。

1つは、大臣と消費者との定例懇談会を3回にわたってこれまでに開催をしております。

また、消費者・生産者・事業者、幅広い関係者との意見交換を行うために、「食品に関するリスクコミュニケーション」ということで、これまで11テーマについて13回、残留農薬、抗菌性物質、先ほど出した適正農業規範、トレーサビリティ、食品表示、BSE、もうもうのテーマについて積極的な意見交換に努めるというところでございます。

また、電子メール「食の安全・安心トピックス」により情報を提供しております、配信数は6月現在で8,000通を越えるところまでしております。

このほか、農林水産消費技術センターに「食の安全・安心情報交流ひろば」を設置する等によりまして、消費者とのリスクコミュニケーションの推進に努めているところでございます。

また、重要な柱である食育の推進につきましても、1月を「食を考える月間」として、さまざまなイベントを行う、また「食育推進ボランティア」や学校給食の活用、こういったことを初めとして普及啓発活動を進めているところでございます。

以上が、1年間の取り組みでございます。

9ページ、10ページに昨年の7月から今年の6月までの主なできごとを掲げてございます。非常に多くのできごとがこうして整理をいたしますと起こっているわけでございますが、こうした状況に対応しまして、できる限り的確に行政を推進するということで努力をしてまいっているところでございます。

資料2-2でございますが、その際におきまして、私ども四半期ごとにそれぞれのテーマに応じて、どのような政策目標を達成するか、スケジュールを立てまして政策大綱工程表という形で公表をしておるところでございます。これは、ことしの5月に公表させていただきました今年度の、今申し上げました各施策を中心としまして、より具体的にそれぞれの時期にどのようなことを目標として行政を展開するかということを掲げさせていただいております。

また、最後に資料2-3ということで、このペーパーは事前に委員の皆様に配付をさせていただきましたが、消費・安全局の1年間の取り組みに関する意見交換テーマ例として掲げさせていただきました。

これは、あくまでも皆様の意見交換の参考ということで例示を

させていただいたものでございます。ここに掲げられましたテーマ例に限らず、5にその他ということもございますけれども、意見をお出しitただければと思います。

以上でございます。

○山本分科会長 それでは、ここまで説明と資料2-1、2-2につきまして、資料2-3のテーマ例に基づき、皆様のご意見を賜りたいと存じます。

これは、テーマ例というのは、順番にやった方がよろしいですか。1番どうぞという形で……。

○坂井消費・安全政策課長 例示でございますから。

○山本分科会長 ということだそうでございます。多少の整理のためにこのようなものを提示させていただいているということでございますので、ご自由にご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

中村委員。

○中村委員 先走るようですが、今の資料2-1の1ページ目、米国におけるBSEの発生への対応ということで、過去のこといろいろご説明があったんですが、恐らくこの流れでいきますと、この夏までに輸入再開のめどをつけるということになるわけですね。その流れとすれば、恐らく輸入は再開されるんだと思うんですけれども、この消費・安全局として、その後とるような措置、再開した場合とるいろいろな措置は考えておられるでしょうか。あり得ますでしょうか。その辺どうでしょうか。

○中川消費・安全局長 日米間の牛肉貿易の再開のための具体的な条件はどうだというのは、まだこれからのことごございます。今、とりあえずこれまでのところはワーキンググループというところで3回議論をして、これは正直言いまして、局長級協議それまでもやりましたけれども、例えばBSEとは何かという、ことからして日本とアメリカでは少し違います。そういう、これから議論をより実りのあるものにするためにも、専門家がまずは事実関係をきっちり議論をして、共通の認識を得るということでワーキンググループ自体はそういう目的のために開催をしたものでございます。それは、一応取りまとめがされたと。その中にも一致した点もあれば、日本とアメリカで見解が違う点もあったのはご承知のとおり、それは報告書にきちんと書かれております。

これは、ですからこの次は日米の局長級協議ということになるわけですけれども、その議論の一つの要素にはなりますけれども、他方で再開の具体的な条件というものは、これから議論の中で、協議の中で決まってくるということになります。

それから、もう一つ直接の関係はありませんけれども、国内のBSE対策について食品安全委員会で、この4月から本格的な議論がされています。たたき台というのが、先般16日に一応出ましたけれども、こちらの方もまだ相当議論が必要な状況だというふうに私どもは理解しております。

これは、国内のBSE対策についてどうかということ、そういう目的でレビューをする、全体のBSE対策の分析、検証をするということで議論がされておりますから、最終的に日本とアメリカとの間での貿易条件について合意がされるまでには、そちらの方の食品安全委員会の議論も相当詰まつてくるということが、必要条件ということではないにしろ、非常に密接な関係はあると。直接の関係はないまでも、日本の国内対策がどうなるかということがアメリカに対する要求の条件にもなるということでございまして、そこはある意味でシンクロしていくことが必要かというふうにも思います。この辺は、非常にタイミングその他、まだ予断をもってお話をできません。これからとの申しましょうか、食品安全委員会における議論の推移、それからアメリカとの協議の状況によって、最終的な条件が決まつてくるということでございます。

ちょっと、不透明な部分がありますので、なかなか明確なお答えができないんですけれども、現時点でお話できることは以上のこととございます。

○中村委員 もう一つよろしいですか、簡単に。

今、局長が必要条件ということをおっしゃってました。単純に考えますと、国内対策として食品安全委員会のある一定の方向とかが出ない限りは農水省としては動けないということなんでしょうか。必ずしも、必要条件なので十分条件じゃないから、それに必ず従う必要がないというご認識なんでしょうか、その辺どうなんでしょうか。

○中川消費・安全局長 これは、農水省というよりも農水省と厚生労働省双方がリスク管理機関でございます。申すまでもなく、食品安全委員会はリスク評価をする機関ということでございまして、そこに役割分担があるわけですけれども、具体的な条件で最終的に合意をするというために、いろいろなことがあると方向性が見えてこないと、局長級協議でアメリカと合意をするということが難しいのではないか。現実問題としてそれは難しいのではないかというふうに思っています。

○山本分科会長 中村委員よろしゅうございますか。

ほかに。新山委員。

○新山委員 今のことに関連してですけれども、本日の意見交換テーマに情報が十分提供されているかということがあります。そこから入らせていただきたいのですけれども、例えば日米協議の論点が公表されているその結果がなかなか入手できないんですね。私の見方が下手なのかもわかりませんけれども、ホームページなどにも当たっておりますが、論点といえるほどのものはまだ見た覚えがありませんし、それから食品安全委員会での検討につきましても、議事録は詳細に公表されますけれども、公表はかなり日がたってからで、早い時期にはどういう議論がされたかわからず、ほとんどメディアを通して、それもメディアの取材を通してですので、取材の仕方、報道の仕方が安全委員会の議論をきち

んと反映したものかどうかよくわからない状態です。どうも、メディアの関心で報道がされているような気もしますので、ですからもうちょっときちんと議論の様子が伝えられるようにしていただきたいなと思います。

それと、関連して中身のことになりますけれども、論点を見ていない状態で申しますが、これまでのメディアの報道を見ますと、全体として非常に強く全頭検査の科学性が焦点になっておりますけれども、私自身の感じからしますと、それは大きな論点であろうことは間違いないませんけれども、より重要なのは、アメリカの前の審議会のときに申し上げたかもわかりませんけれども、農務長官のもとにつくられた海外調査団の報告書がございます。その報告書では、北米大陸全体の実態を厳しく見ていて、ヨーロッパの前夜を彷彿させる、つまり北米大陸は肉骨粉の汚染が一巡しており、汚染された肉骨粉を牛が食べて、その牛がさらにと殺されて肉骨粉になって出回っていると。

したがって、現在アメリカ、カナダで2頭発見されていますけれども、決して低リスク国とは言えない、検査頭数も非常に少ない状態であるのでリスクの状態はわからないというふうに、そしてまた広く汚染されていると考えなければならないというふうに言っているわけです。それは日本の調査団の判断と基本的に私は同じだと考えています。その判断に基づいて、幾つもの勧告を出しております。

例えば、危険部位の除去につきましては、現在アメリカは30カ月以上というふうに強く主張しておりますが、12カ月以上でならなければならないですとか、それからサーベイランスにつきましても、今は高リスク牛をサンプリングするということになりますけれども、30カ月齢以上については全頭検査すべきであるとか、それから飼料については交差汚染を防ぐ措置が不十分であるとか、飼料については改善するということをアメリカ政府が言っているという情報を耳にしましたけれども。

それから、危険部位の除去が肉を汚染しない形でされているように考えられないので、そこにきちんとした対応をとるべきであるとか、すべてにわたって、アメリカ政府が改善するといつて改善案が極めて不十分であるということを述べているわけです。

それで、問題は食肉の危険性と、それからアメリカ国内での家畜の間の伝染という2つの問題がありますけれども、輸入国にとっては差し当たっては、食肉の汚染状況が問題ですが、しかし大陸全体で家畜の汚染が広がるような状態であれば、全体としてリスクが高まるわけですので、その対応には無関心ではいられないわけですし、それからアメリカの海外調査団が言っているように、低リスク国であるというとらえ方そのものがまず問題であるということになると思います。

ところが、こういう点についてどういうふうに議論されているのか、日本からもそれに対して質問なり、あるいは調査されているのかが全く見えてきません。アメリカは、常々科学的にというふうに言っていますので、科学者の最も専門的な人たちによって調査された結果をどのように受けとめているのか、それについて

言及されないこと自体が私には大変不思議に思います。

以上は中身に立ち入ったことですけれども、この1年間最近半年間の重要な問題であり、かつこれからも重要な問題ですので、今すぐご意見をお聞きしようということでは必ずしもないですけれども、対応をお願いしたいと存じます。

○山本分科会長 3の情報提供が必ずしも十分になされていないのではないかということと、同時にどういう議論がされているかという情報の中身についてもご質問があったかと思いますので、よろしくお願ひします。

○中川消費・安全局長 まず基本の第1でありますリスクコミュニケーションということ、あるいは情報開示ということ、情報開示とリスクコミュニケーションは同じではありませんけれども、これまでの議論について情報開示が十分ではなかったのではないかという最初の点であります。申し上げますと、まず食品安全委員会での議論につきましては、先般たたき台が出ましたけれども、これについてのリスクコミュニケーションが8月4日に予定をされております。ですから、食品安全委員会での議論もそういったリスクコミュニケーションは当然行われて、これからもいくと思います。

それから、日米のワーキンググループについて、過去3回ございました。3回のそれぞれ終了後に記者フリーキングはしておりますけれども、これで十分だとはもちろん私ども思っておりません。特に、第3回目につきまして報告書が取りまとめられましたから、この報告書をベースにして、まだ具体的なスケジュールは決めておりませんけれども、当然我々としてはその報告書をベースにして、もうちょっと具体的な議論の概要についても、関心がある方々へのリスクコミュニケーションというものはきちっとやっていかなければいけない。これは、スケジュールまではまだ申し上げられませんけれども、当然やるべきことだというふうに思っています。

それから、ホームページ等について出ていない、まだ載っていなかったかもしれません……、すみません、農水がおくれているだけで厚生労働省は報告書が載っているそうです。私どもの方も急いで載せるようにいたします。ただ、報告書14ページぐらいのものですけれども、これを読んでいただいただけですぐ全体像がわかるかというと、私ども心もとないところがありますから、これはむしろ足らざるところをそういったリスクコミュニケーションの場を設けてそこでやっていくということは必要なことだというふうに思いますし、必ず実行はしたいというふうに思います。

それから、具体的にいろいろとアメリカの状況について、ご心配の点についてご意見がありました。基本的には、私どもも同じ考え方です。これは、1月の日本の合同調査団、それからほとんど同じ内容を今先生もおっしゃいましたけれども、国際調査団でも出ておりますし、そういったアメリカ、特に北米大陸全体としてBSEに関する状況はどうだというのは調査団の報告書のとおりだと思っていますから、それを前提にしてアメリカから牛肉が

入ってくる際には、そういう状況のところであっても安全性が確保できる、そういう条件でアメリカと合意をしなければいけないというふうに思っています。

そこは、どういう条件かというのはこれからですし、その条件について当然きちんと国民の方々が安心できるような条件でなければいけないという、その基本はわきまえて、きちんと持った上で協議をしていきたいと思っています。

○山本分科会長 はい、どうぞ。

○新山委員 基本姿勢はよくわかりました。ただ、それが恐らく国民には全く伝わってない状態ではないかと思います。メディアはともかく、全頭検査の科学性をめぐって、ゆくゆく認めていくというふうなことしか報道されていませんので、重要なところが何かということが全く伝わらない状態です。ですから、メディアの取材に任せて、メディアの判断で報道される状態を何とか改善していただきたいと思います。

ホームページというのは、重要な手段ではありますけれども、たくさんの情報が盛られていて、そのたくさんの情報はありがたいのですけれども、そういう重要な情報を簡単にわかりやすく、だれでもが入手できるようであるには、ちょっと難し過ぎる状態であると思います。ですから、コミュニケーション、情報提供のやり方について、ぜひこの問題を契機に改善していただきたいと思います。

さらに、つけ加えていいますと、私のような社会科学者がこんなこと言うのは本当は場違いだと思いますけれども、ヨーロッパのわずかに接した情報ですけれども、BSEの問題については、さまざまな新しい研究が出ているようで、例えば人間への感染につきましても、感染しても発病しない患者があるのではないかということが、組織検査の結果などによって明らかにされていますし、ですから人間から人間への感染の状態などについては、これまで以上に厳しい対応をしなければならないのではないか。例えば、手術をした場合などについての器具の取り扱いですとかについては、非常に厳密な対応が必要ではないかというふうなことも言われておりますし、輸血についても同じです。

また、全体に若齢牛の検査は科学的ではないという判断はされているものの、しかしその若齢牛でまだプリオンの蓄積が少ない段階で、いかにそれを検出するか、検出方法がヨーロッパでは非常に積極的に開発されているようであり、そういうところをきちんとフォローしていくこうという姿勢がヨーロッパの場合は非常にはっきりしています。

でも、日本ではせっかく全頭検査という、これはやむにやまれぬ措置ではあったわけですけれども、そこでいろいろ新しい科学的な知見を得ながら、それを生かすこと、それから短期に行う対応と、長期的にこのBSEをどうとらえるのか、それから人間に感染したVHDをどういうふうにとらえるのか、そういう視野が提供されずに、端的な視点だけが言われるものですから、一層大状況として何が問題で、国が大状況をどうにらんで、当面どのような対応をしようとしているのかがよくわからない状態にある

ように思います。その点でも、ぜひ再検討いただきたいと思います。

それで、例えばOIE、国際獣疫事務局の現在の基準に対して、これは国がと申し上げたらしいんでしょうか、日本から意見が出されておりますが、この意見などは日本で得られた新しい知見をもとにした私は非常にきちんとした意見だと思います。しかし、それも表に出ていませんし、そういう意見と先ほど言った、報道を通して見える国の姿勢とは余りにもギャップがあり過ぎるというふうに思います。せっかく、きちんと研究で出されたり、政策をとってされてきていることが、十分国民に伝わっていない、それを生かせていないように思います。繰り返しになってすみません。

○山本分科会長 何か、さらに事務局の方からお答えになることはございませんですか。

○中川消費・安全局長 1つ1つ申し上げるよりも、私どもとしてできるだけの機会をとらえて、情報提供に努めてきているつもりですが、こちらの意図とそれから実際に国民の方々から見た場合の情報の入手の容易さというのか、あるいはわかりやすさというのか、そういうものも含めて、別の角度から見ると非常に問題があるんだということ、そういう問題として受けとめさせていただきたいというふうに思います。

実は、OIEの話が最後に出ましたけれども、これも5月のOIE総会の前に日本はこういう提案を、OIE総会に当たってこういうテーマが日本から見て非常に大事な点であって、それについてはこういう考え方で、こういう意見を出しますということを、実はリスクコミュニケーションという形で集まって、東京でしたけれども、そういうものもやったんです。ですけれども、そういうことも、十分全国津々浦々までというとそれはなかなか伝わっていないということかと思います。どうやれば、伝わるのかというところは一生懸命考えますけれども、さらにいいご意見があれば、また具体的なものとしていただきたいというふうに思います。

○大木委員 すみません、1つだけよろしいですか。

○山本分科会長 はい、どうぞ。

○大木委員 今の情報のあり方で追い討ちをかけるようで申しわけないんですけども、安全・安心、それから食生活の安心・安全でキーワードを探しますね、そうすると6万何千件ってあるんです。その中から今大学の先生も大変だとおっしゃっていましたが、私ども一般の者が本当によく探そうと思ったら、とても探せる、6万何千件の中から何を探そうと、目的をしっかり持っていないから探せないということが1つです。

それから、難し過ぎるということ。もう少し、易しく情報提供していただけないか、これはいつものことでやってはくださっているんでしょうけれども、そのところでも、これで情報を見る

のやめたというふうに最終的にあきらめになってくるわけです。まして、年齢が高いとそういうことになってきて、消費者団体の人はこういうものほどいいというふうな感じになってきているところもあります。

それから、先ほどのBSEのことですけれども、アメリカって非常に勝手な国だなというふうに私ども思っているんですけども、日本と同じような対応というふうにおっしゃってくださいましたけれども、日本の牛の場合ですといつ産まれたかきちんとわかりますけれども、アメリカは本当にいつ産まれたのかというのがきちんとわかるものなのでしょうかというのが、私ども疑問を持っているんですけども、その点はどうなんでしょうか。

○山本分科会長 情報の関連の注文、ご意見と、それから具体的なご質問がございましたので、それをお願いします。

○釘田国際衛生対策室長 衛生管理課の国際衛生対策室長の釘田と申します。

今のご質問なんですけれども、実は日米のBSEに関するワーキンググループがございまして、先週21、22で報告書を取りまとめましたけれども、このワーキンググループの議論の中で、月齢をどうやって見分けるかという議論をしておりまして、その中の一つの手法として個体識別制度、日本はほぼ確定された制度が運用されていますけれども、アメリカでも今後個体識別制度を導入するということが検討されているということは承知しております、その検討状況をワーキンググループの中で、米国側から説明していただく機会がございました。

その中で、まだわからない点もたくさんあるんですけども、少しあはっきりしましたことは、今アメリカと申しますと、肉牛の生産の規模というのが、日本で我々が頭で考えるよりも非常に大きくて、日本が庭先で、あるいはちょっと近くに放牧地があって、そこで目に見える範囲で飼っているような飼育形態では全くないわけです。何百頭、何千頭という規模で、広大な草地で飼っていて、恐らく毎日牛を管理しているということではなくて、週に1回とか月に1回とかしか見回りに行かないような規模で放し飼いされているわけです。そういった中で、子牛が産まれてくるわけですから、私それを聞いて思つたんですが、キノコ狩りみたいなものかなということを思つたんです。ですから、放つたらかしにしておいて、1シーズン越えたとき見に行つたら子牛がいっぱい出てきていたというような、極端に言えばそういった形態もまだたくさんあるわけなんです。

ですから、そういった中で日本のいわゆる農家で生年月日を、毎日今朝産まれたんだと、産まれた時刻まで特定できるような、そういった濃密な飼育管理というのは、アメリカの大規模な場合は望むべくもないんだと思います。

今、彼らが考えております個体識別制度と言いますのは、非常に単純化しますと、子牛の生産、繁殖を担うそういった大規模な農場で子牛をつくって、その子牛を1歳ちょっと越えたところで肥育施設であるフィードロットと呼ばれるようなところに出荷するんですけども、その出荷時点できちんとこの牛はどこどこ農

場での由来であるということは分かるようになります。ここからが問題なんですが、何年の何月ごろ、あるいは春産まれ、秋産まれ、あるいは何年何月何日産まれというところまで特定できるかどうかは、これから取り組み次第なんだそうです。

ですけれども、現状で考えれば例えば何年の何月産まれの何々農場産かと、それぐらいまでは特定できるような仕組みというのは現実的なんですけれども、それ以上さらに細かい情報をこの仕組みの中に組み込めるかどうかというのは、今後の検討課題だし、それは生産者の協力を得ながらやっていかなければ、そういう仕組みは構築できないので、いずれにしてもからの段階というのは生産者、生産者団体と政府がどこまでできるんだろうかということについて話し合いを行っている状況だというご説明でした。

したがいまして、結論としては前向きに検討していることは確かなんですけれども、アメリカの場合は、いつまでにどういった内容の個体識別制度が実施できるかどうかということについては、現時点ではまだ不透明というようなご説明でした。不十分かと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○山本分科会長 大木委員よろしくございますか。

ほかに何か。できれば、今の問題に関連して何かほかにございましたら。中村委員。

○中村委員 今、室長のご説明よくわかるんですが、今のご説明の内容が的確に伝わっているかどうか、かなり我々がアクセスできるかどうかということになると、やや心もとない部分があるわけです。

この取り組み資料の8ページ目には、リスクコミュニケーションの推進ということで3番目であるんですけども、これは職員すべてにわたってのリスクコミュニケーションだと思いますので、評価された議論もなかなかいかないと思うんですけども、例えばこういうチャンネルを利用して、情報を常に開示していくと、新山委員がおっしゃったように、非常に早く反応すべきところなのに、情報がどうしてもおくれるということがあって、それからもう一つこれもおっしゃったんですけども、インターネットにたとえキーワードをたたいてみても、ものすごくたくさんの項目が出て、なかなかたどりつけない部分は、何かキーワードを工夫されて、農水省が出している、あるいは食品安全委員会が出しているものについては、このキーワードをとにかくカット、少なくとも100件のうち1件ですよ、だからかなりアクセス数は楽ですよということをもう少し周知するような手立てが必要じゃないかと思うんです。

単に、ブロードなキーワードで検索しますとばんとひっかかってしまうって、もう一つかと。それから、いろいろなチャンネルを利用するということ。それから、きめ細かく農水省の対応を、例えばメディアに対してもおっしゃっていただかないと、メディアの関心というのはどうしても日米交渉に偏りがちなんです。いろいろな報道を見ていますと、アメリカ側の科学的云々というのが非常に美があるような方向なんです。ところが、必ずしもそうで

はないんじゃないかなという疑問もないわけではない。ただし、日本側からそれを打ち破るようなファクトとかデータとか論理が全然出てこないというのは困るなという気が実はしているんです。

ですから、きめ細かくいろいろなチャンネルを通じて、それからわかりやすく、非常に定性的なんですけれども、何か工夫される必要があるんじゃないかな、情報の提供のやり方ですね。せっかくの情報が埋もれてしまっているんじゃないかな、日本側としても言いたいこと、日米交渉、BSEの関連で日米交渉にしても、日本側の言いたいこと、データはたくさんあるんだけれども、それが的確に細部に伝わっていないんじゃないかなという気がしますので、ぜひこれは工夫して、あるいはいろいろなチャンネルでソウゾウもされた方がいいんじゃないかなという気がします。

それから、最後にもう一点、例えば新山委員もおっしゃったように、ヨーロッパでは例えば検出感度を上げるための努力はメーカーでされてますよね。日本では、されているのか、そういう努力があるのか、どうなんですか。局長とか担当者でもしご存じなら。かなり、我々取材していて心もとないです。すべて、データは欧州のデータ、BSEに関してはね。だから、こちらのはっきりしたファクトが言えない部分があるので、ぜひこれは教えていただきたいと思います。

○山本分科会長 最後の点がご質問でしたので、よろしくお願ひします。

○中川消費・安全局長 後で、専門的なことがあれば担当からお答えをさせますけれども、基本的にBSEについて、日本は決してヨーロッパに劣らない検出感度を持っていますし、特にウエスタン・プロットでは、私の聞きかじりでは、日本の使っている抗体はアメリカやヨーロッパよりも感度が高いと、開発した専門家の方が現におっしゃっています。ですから、320万頭数に対し日本は検査をしてきておりますが、そういう意味での検査の習熟度においても、ほかの国に比べてむしろ経験を積んでいるということも言えるでしょうし、それから使っている手法なり抗体のレベルにおいても、私どもが承知している限りは、世界平均での水準、特にヨーロッパやアメリカよりは高いといっていいのではないかと思います。

もし、さらに何かあれば厚生労働省の担当が来ておりますから、補足をしていただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと戻って恐縮ですが、この局が見てから情報発信というのが一番大事だということは、私も痛切に感じています。大木委員もいらっしゃいますが、常に消費者・国民という抽象的に言ってもなかなかアプローチができないので、まずは主要な消費者団体の方々との普段の意見交換というのは、できるだけ回数を重ねてきたつもりですし、それからメディアも農水省の各局もそれなりにやっているかとは思いますが、消費・安全局はこれまで記者の方々との懇談、局長室に集まつていただいて、重要なトピックがあるときには、ある程度こういう表の世界だけではなくて、いろいろな個人の意見ということも含めて意見交換をするような場も、ほかの局よりは私はずっと多くやっている部分

があります。

それから、プレスリリースや何かといったそういうことも含めて、これは比較の問題で幾らやってもやり過ぎることはありませんので満足してはいけないと思いますけれども、できるだけ努力はしてきたつもりでございます。

あと、キーワードだとかいろいろな最近のＩＴ技術の中でうまくそれを使う、あるいはわかりやすく使っていただくための努力というのは研究をする余地はまだ十分あるかと思いますので、そこはこれからできるだけ早く一歩でもわかりやすくできるような努力はさせていただきたいというふうに思います。

○中村委員 例え、○ＩＥに対して、5月にプレゼンを加える提示もされたんですけども、それが的確に伝わっていないところがあるんですね。せっかくのいいチャンスが、それが残念なことじゃないかなという気がしますので、むしろもうちょっと声を大きくして言った方がいいのかなと。我々の方の責任もあるかもしれないんですけどもね。だから、ポイント、ポイントで大事だと思うことは、もうちょっと強調されてもいいような気がします。

○中川消費・安全局長 今度は記者懇だけではなくて論説懇もあわせてやるように……。

○中村委員 これは冗談ですけれどもね。

○山本分科会長 新山委員さん……、よろしいですか。

○新山委員 違う問題になりますけれども、よろしいでしょうか。

○山本分科会長 情報提供ということでかなり議論が出ましたけれども、なおご発言のない委員で、その関連でご発言がありましたら先に出していただいて、そして次の問題に移りたいと思います。

○田嶋委員 全頭検査の科学性ということが問題になりましたけれども、これについての私の考えを少し述べさせていただきたいと思います。

アメリカは全頭検査の妥当性について科学的な根拠があるかどうかということで議論を進めています。これは、この件に限らず、常に彼らのやり方であり、考え方もあると思います。しかし、全頭検査については、日本でも長い経験があるわけではありませんし、アメリカではもちろん全頭検査の有効性や限界のデータを持っていない。したがって、「科学的な根拠が存在しないから認めない」という言い方になるのではないかと思います。必ずしも、手法だけの問題ではなく、アメリカの理屈とかみ合わないのではないかと思うんです。したがって、日本で行っている全頭検査の有効性とその限界について、きちんとデータを出していくだいて、日本ではこの面から食の安全を守るためにベストのこと

をしているということをお示しいただいて、それらをわかりやすく私どもに伝えていただければと思います。

○山本分科会長　BSE並びに情報提供について、いろいろご注文がつきました。当局におかれましては、目前の問題も大量で大分手いっぱいということもあると思いますが、情報提供は非常に大事ですので、一層のお取り組みを期待いたします。また、キーワードにつきご発言がございました。キーワードも大事ですが、ホームページのトップページとそれぞれのページをうまくリンクさせて上手につくれば、農水省のホームページにアクセスしてたどりつければ、自然に消費者の方が欲しい情報にたどりつけるということになりますので、そういうふうなことにもぜひ意を用いていただければというふうに思います。

それでは、一わたり情報提供及びBSE関連のご発言が続きましたが、さらにはかの問題につきましてもご発言のご希望がありましたらよろしくお願ひします。

新山委員どうぞ。

○新山委員　この1年間の取り組みの中の産地段階から消費段階にわたるリスク管理の実施なんですけれども、そこで特に産地における自主的な取り組みの支援ということで、GAPの実践の促進に力を入れられています。これは、生産段階でもかなり関心が高まってきていることなんですが、これについて少しと言いますか、取り組み方についてお考えいただきたい点があります。

どういう点かと言いますと、特に青果物など非常に関心が高いわけですが、例えば小売店などは非常に高い関心を持っておりますが、専門家の方に聞きましても、青果物は実はどの段階で汚染されているのか、あるいは汚染の可能性が高いのかがわからっていない、全く何も研究もされていなければ分析もされていないということのようです。私の認識が間違いであればお教えいただきたいのですが。小売店の店頭で販売されている青果物をとってみると、確かに汚染されているのが観察される。しかし、それがどの段階で起こっているかはわかっていない。そういう状態であるのに、今ほとんど問題は生産段階にあるというふうな認識になっているのではないかと思います。それで、生産段階にだけ、このGAPの導入－このGAPを実施するのは発表されています「生鮮野菜衛生管理ガイドライン」、これを実施しようと思ったら大変なことです－が求められて、流通の段階ではどうなっているのか、こういう汚染は店頭ではどうなっているのか、そういう実態を何もつかむことなしに対応されているということは非常に大きな問題なのではないかと思います。

特に、この1年間リスクアセスメントの考え方を導入する、つまりアセスメントを行って、その結果に基づいて対策をとっていくということになっています。ということになりますと、長いフードチェーンの中で、どこで汚染が起こりやすいかというふうなこともアセスメントによって、情報が得られるということのはずですので、そういうことが生かせていないのではないかと思います。

これは、これまでの不十分な点というよりも、これから進めて

いくべき点だとは思いますけれども、特にこの衛生管理が産地段階で重視される方針がとられていますので、その点が特に気がかりだということで意見を申し上げたいと思います。

それから、あとすみません、私ちょっと最初おくれてきましたので、きょうの審議の計画を聞き漏らしたんですが、2つの資料がございますが、これにつきましてはこれからご説明いただいて、また議論させていただく時間はあるんでしょうか。

○山本分科会長 基本的に、資料3にかかるご審議は、これは後半に予定されています。ただ、時間の配分としては今の資料2-1から2、3までにかかる審議が前半部分で、前半部分の方が比較的時間はかかるだろうと、そんな割り振りでとりあえず計画は立ててますが、よろしいですか。

○細田農産安全管理課長 まず、GAPの関係ですが、GAPで今ご指摘のありました衛生管理ガイドというのがつくられていまして、これは実は微生物汚染を中心としたものとして、15年度にできたものです。これでは、実は流通まで見通して、流れの中でつくり上げたものであります。

それで、こういうことを踏まえて、それからまたいろいろな流れを踏まえて、今般6月に立ち上げたんですけれども、3カ年ぐらいの計画でGAPを、とりあえず野菜で微生物汚染を中心につくったので、今後は野菜以外の果樹とか穀類とか豆とかキノコとかあるんですけども、多少そういうものも展開するということで、3カ年ぐらいかけてつくり上げることと、普及、あるいは指導をしてみたいと、こういうことです。トータルにいろいろ議論をしながら進めたいと。その議論の過程でも、今、先生おっしゃったとおり、流通まできちっと入れてやるべきだというご指摘いただいているので、とりあえず今、今年度は生産段階における作物ごとのGAPの姿をつくって、さらに議論の中で流通まで、どういう形で広げていくのか、若干流通までいくと普及の問題もまた出てきますので、検討しながら進めたいと思います。

また、GAPの会議の中には流通の代表の方も入っていただいてますので、そういう方たちと意見交換しながら進めていきたいと思います。

○山本分科会長 よろしいですか。

とりあえず、当面の位置づけと今後の展開ということでご説明いただきました。

ほかに、ご意見、ご発言おありの方。

中村委員。

○中村委員 2ページ目のご説明があった中で、鳥インフルエンザ対策の推進でお伺いいたします。

今年1月に発生をして、いろいろ対策もとられて、施設なんかもシュウトクしたんですけども、来年度、あるいは冬になりますと出てくるかもしれないですよね。その場合には、ここに書かれている家畜伝染病予防法の一部改正だけで大体の対策はすべてカバーできるということなんでしょうか。あるいは、改めてどう

いう事態になるかよくわからないところがあるんですが、こういうもし出たらというか、出なければわからないんですけども、出た場合にはこういう対策をとるというようなお考え等々は、今お考えの部分はありますか。

○栗本衛生管理課長 今のご質問なんですけれども、それに関連しまして局長からもご紹介しましたように、国内での発生については清浄化に成功しているという状況ではありますけれども、海外の発生状況等を見ましても、まだ決して油断することはできないというふうに考えております。

資料3でまたご説明させていただきますけれども、防疫指針は今回の発生を踏まえて、かなり見直しをしておりますし、その見直しの中には、今回感染経路の解明チーム、野鳥の専門家ですか、かなり幅広い専門家に入っていただきまして検討していただいた、詳細な結果をもとに必要な対策についてはさらに盛り込むというようなこともしております。

さらに、その中にももちろん書いてあるんですけども、防疫体制の維持、人員の確保の対応、こちらから人を派遣する体制ですとか、あるいは現地で防疫演習をやっておくとか、そういうことを今決して油断していいわけではないんですが、次のシーズンまでにはやっておかなければいけないという、そんなことで準備をしているところでございます。

○山本分科会長 よろしゅうございますか。

ほかにご発言の方、ご意見がおありの方。

新山委員。

○新山委員 では、2点申し上げておきたいと思います。

第1点は、トレーサビリティにかかわることなんですが、これは前の審議会でも申し上げたことですが、トレーサビリティの農水省の政策の中での位置づけについてです。

この全体の構成の中でも消費者の安心・信頼の確保の中にトレーサビリティシステムの確立ということが位置づけられています。あとは、あとの方で意見を申し上げようかと思ったのですが、この位置づけがさらに基本計画や、それから農政改革基本構想などになりますと、安心の確保の方へ力点をおくことがさらに進んでいるように思います。消費者と生産者の顔が見える関係の構築のためのトレーサビリティという位置づけに完全に表現がなっているように思います。

ところが、ご承知のようにこれは農水省の文章としてもまとめられている、1年間のまとめの7ページにもあります、食品のトレーサビリティシステムの構築に向けた考え方でも、顔の見える関係を深めるトレーサビリティというふうには決してなっておりません。

つまり、大事なのはリスク管理の手段である、それは事故が起きたときの原因究明や製品回収、製品回収というのは非常に重要ですけれども、その担保になるということがありますし、それから表示の信頼性の確保ということもございます。

それから、さらには事業者にとりましては、事業者は品質管理

や安全管理のシステムを持っているわけですけれども、それからまたさらに在庫管理のシステムなどがありますが、そういったシステムの効率性を高めるために、トレーサビリティが非常に重要な役割を果たすということがわかってきてているわけです。

そういった意味では、トレーサビリティというのは特定の目的ではなく、むしろ統合的な手段として位置づけるべきではないかと思います。そのところを、もっと明確に出していただかないと、せっかく大きな予算をつけて、農水省としても重点として取り組まれていることがここでも伝わらないことになります。顔の見える関係、トレーサビリティというこの文章だけ見ますと、トレーサビリティというのはそういうものか、農水省はそういうふうに考えているのかということで非常に誤解が生まれます。

誤解を取り除く努力をしていることが全部崩れてしまうことになります。例えば、今日の日経新聞では、食品履歴追跡などで連携をするということで、食品履歴行動化推進協議会というものができたようで、小売店や、大手食品メーカーなどかなり多くの事業者が参集して、履歴追跡の仕組みづくりを行うということが出ておりますけれども、これはどこに利点があるかと言いますと、物流の管理を改善するということです。事業者にとっては、そういうことが非常に大きな要望、要求でありますと、あるいは安全管理を改善するということもそうだと思いますけれども、そういうふうな要望等が結びつかないことにはトレーサビリティのシステムが生きてこないわけです。

そういうことを政策文章でもきちんと位置づけていただかないと、例えばこういう非常に大きな事業者のグループなどの関心はすっかり漏れてしまうことになるのではないかと思います。

この点は、私自身もトレーサビリティには深く関与させていただいている立場で、私自身にも責任があることですけれども、実態として統合的な手段としてトレーサビリティをとらえて進めていこうと、農水省はされているということを十分承知しているがゆえに、今の意見を強く申し上げたいと思います。それが1点です。

それから、もう一点は食品安全委員会との連携ということが出ています。この連携というのは、アセスメントに基づくマネジメントということでも非常に大事なことだと思うんですが、連携のあり方というよりも、むしろ食品安全委員会そのものについての意見を言ってしまうことになるかもわかりませんが、透明性という点からしますと、食品安全委員会は各会議を公表しておられるという点で透明性に努めてはおられると思います。

しかし、一番大事な点が私たちには非常にわかりにくく、これは決して私だけの気持ちではなく、さまざまな人と話をすると、かなりの人がそう感じているように見えます。それは、何かと言いますと、非常に多くのアセスメントをやっておられて、これからもやる計画を持っておられるわけですけれども、そういうことはホームページにも全部出ているんですが、非常に重要なのは大方針に関する計画なんですね。長期的に、何をやっていこうとするのか。

特に、消費者の立場でも、そしてまた国際的にも重要なのは、

重要なリスクについて、順次計画的にアセスメントを進めていくて、そしてそれに基づいてマネジメントの政策をどういうふうにつくっていくかということだと思いますけれども、そういうことに対する方針が全く見えてこない状態にあります。

ですから、どこに向かって何をしようとしているのかがわからない、ここでも長期的な目標と、それから当面する短期的なこと、これの関係がわからない状態になっています。ですから、せっかく審議を公表されていても、食品安全委員会はどのような姿勢で、どこに向かっていこうとしているのか、何をしようとしているのかがわからない状態ではないかと思います。連携相手であります農水省の方からも、ぜひそういう意見をお伝えいただきたいと思います。

○山本分科会長 いずれのこととも、当分科会の第2回の会議において指摘されたこととかかわります。トレーサビリティの政策体系全体への位置づけの問題、それから食品安全委員会との連携と言いますか、あるいは食品安全委員会自体の機能についてのご指摘だったと思います。それでは、どなたにいたしますか。

○坂井消費・安全政策課長 新山委員からトレーサビリティにつきまして、大変重要なご指摘をいただいたと思います。この1年間の取り組みの整理なんですけれども、確かにこのいろいろな施策、なかなかすっきりと大きく2つに分けてあるわけですけれども、これは相当ダブっているところがあるんだと思います。そういう観点で、リスク管理の確実な実施と消費者の安心・信頼の確保というふうに分けてあるんですが、これはもちろん表裏一体と申しますか、相互に関係をします。

それで、何でこういうふうに分けたか、すなわちトレーサビリティが何で2番目の中ごろに入っているかというのは、これは何もリスク管理が重要な役割であるというのを説明しているわけではございませんで、これは私どもの整理においては直接的に安全を管理する施策をリスク管理ということで、最初の一番の方に整理をしております。それで、ご指摘のようにトレーサビリティにつきましては、多面的な役割があるわけですので、リスク管理にとって非常に重要だということに加えて物流の管理、また消費者に情報提供もできるということで、多面的な役割を持っておりまし、また表示との関係が強いと。特に、生産・情報・公表、JASができましたので、施策的にはそことの関連もあるということで、そういう多面的な役割もあるということも踏まえて、消費者の安心・信頼の確保ということで整理をさせていただいております。

ここでは、大きくトレーサビリティ3つの役割がありますが、紙幅の関係で、そこまでは詳しくは載せてはおらないんですけれども、そういう意味で2番目には載せておりますけれども、この役割自体のリスク管理が非常に重要な役割を持っているというのは当然のことだと思っております。

あくまでも、細かく分類していきますと、なかなかわかりづらいということで大きく2つに分類をして、多面的な役割を持っているということもあって、あるいは表示との関係もあるというこ

とで2番目に入れているところでございます。

それから、基本計画においてこれから見直しの中で、例えばトレーサビリティを何か新たに位置づけるのかどうか、あるいは具体的に書くかどうかも含めて、それはまたこれからの検討でございますので、当面基本計画につきましては、横断的な経営対策等の3点に絞られております。今後、秋以降安全・安心・消費者行政というところがまた視野に入っていきますので、そういうときにきょうのご意見を踏まえて、もし基本計画にまた具体的に書き込むのであれば検討させていただきたいというふうに思います。

○中川消費・安全局長 2つ目の点であります食品安全委員会との連携の中で、特に食品安全委員会自身の活動、プライオリティーーそういった点についてのご意見について、本来食品安全委員会からお答えいただくのがよろしいかと思いますけれども、私ども承知している限りのことをちょっと申し上げたいと思います。

確かに、食品安全委員会の中でもこれまで厚生労働省、あるいは農林水産省からの評価の依頼のあったもの、言葉がちょっと適切でないかもしれません、こなしていくというか、そういうことでも相当の作業量があって、まだ十分ペースが速く処理されているわけではないんですけども、他方で今おっしゃったように、食品安全委員会みずからの判断でリスク評価をしていくべきではないかという議論はございます。

企画専門調査会の方で、そういった視点から食品安全委員会の方からむしろこういったテーマについては、リスク評価をしようではないかというのがありまして、具体的にも幾つか放射線を照射した食品ですか、幾つかテーマを選んで検討しようというのは、そういう動きになっていることは私ども承知をしております。

それから、もう一つは16年度の年間の計画をきちっとつくってやっていこうというふうなことで、これも既にそういった計画ができていたかというふうに承知をいたしております。そういう形でいただいたご意見は、食品安全委員会もそういうものを持って、共有しておられるというふうに私ども承知しておりますが、当消費安全分科会でそういう意見があったということは、私の方から事務局の方に責任を持って伝えたいというふうに思います。

○山本分科会長 新山委員何かございますか。

○新山委員 どうもありがとうございました。

それで、もう一つなんですが、トレーサビリティに関連しましては、ご説明はわかるんですけども、でも文章というのは大事で、見て基本的なところがわからないと誤解を生みます。今のご説明を聞いて初めてわかるということになるのではないかと思います。

トレーサビリティの普及にとっては何よりも誤解を防ぐことが大事で、トレーサビリティに対して誤解をもたれると、それ以上の普及はとまってしまいます。ですから、政策文章は簡潔であればあるほど、先ほどの話ではありませんけれども、重要でわかりやすいものを見ようとすると簡潔な文章を見ようとされますの

で、簡潔な文章に要点がいかに書かれているかが大事だと思います。ですから、これまでの文章を直すことはできませんけれども、これからはその点を改善していただきたいと思います。

さらに、すみませんなぜかと言いますと、書かれた文章はきっと一人歩きをしていると思います。というのは、この参考資料8の5ページ、これが基本計画のトレーサビリティの位置づけですけれども、トレーサビリティシステムの普及・拡大には消費者と生産者の顔の見える関係がタイトルになっていて、こういう書き方になりますと、明らかにトレーサビリティシステムは顔の見える関係を目的としているというふうに見られてしまいます。

ですから、改善の意見としましては、トレーサビリティシステムは統合的な手段であると。何の統合かというと、リスク管理、それから情報の信頼性、そして事業者の品質管理や安全管理などの事業の効率の向上の統合である、というふうにしていただいたら、簡潔であってかつ誤解も少ないのでないかと思います。

特に、現在トレーサビリティについて、コーデックス委員会の定義が定められ、ISO規格作成の作業がされていますけれども、国際的には何といってもリスク管理の手段に重点がおかれる。情報の信頼性確保を目的にするというのは、非常に日本特有の言い方で、必ずしもすんなりと海外では受けとめられませんし、ましてや顔の見える関係の構築ということになると、これはよほど説明しないと理解は難しいと思いますので、基本としてはリスク管理の手段ということに力点をおく必要があるのではないかと思います。

また、そういう点から見ますと、現在トレーサビリティシステムを、ほとんど農水省だけで取り組んでいる状態も問題なのではないかと思います。厚労省と共同で取り組まなければ、流通、それから処理、加工段階の衛生なり安全管理を管掌しておられるのは厚労省ですし、リスク管理にかかわってトレーサビリティを生かすことは、厚労省が積極的に取り組まないと出てこないことがあります。

ちなみに言いますと、カナダやそれからアメリカでは食品回収のガイドラインを国が出していますけれども、アメリカの場合はやや弱い位置づけで、トレーサビリティという表現は出ておりませんが、しかしロットのコード化が必要であるという表現もありますし、カナダの場合は非常に明確にトレーサビリティの項目がありまして、製品回収のためにはトレーサビリティが必要であって、トレーサビリティの確保にはどのような要件が必要かが極めて明確に書かれています。

そういう点から考えましても、厚労省の方にぜひ積極的にトレーサビリティに取り組んでいただいて、農水省と厚労省が連携して、農場からまさに食卓まで一貫したシステムができるようにしていただきたいと思います。これは、これまでできなかつた点で、これからぜひ国民の健康から考えても進めていただきたいことでございます。

それからもう一つ、食品安全委員会のことにつきましてですが、特にアセスメントをしようということを進められているということはわかりましたが、私の意見としまして、独自のアセスメ

ントを進めるというふうなことを食品安全委員会が行っていくには、今の食品安全委員会の組織体制では不十分なのではないかというふうに思っています。科学者である委員が7人しかいない、そして諸外国では大体、独立した組織をつくっていく場合は、まず理事会があって、その理事会の中には消費者・事業者が入っておられて、そのもとに科学委員会があって、科学委員会に科学者がいる、そしてその下に評価チームがたくさんあるという構成になっているわけです。

そういう点からしますと、たった7人の科学者しかいない、事務局が手厚く整備されていますけれども、7人の科学者しかいない組織というのは、非常に動きにくい組織ではないかと思います。

それから、もう一つ食品安全委員会に関連して、アセスメントにかかわらず研究所が系列化されていない、研究機関を持たない状態で安全委員会がある。諸外国の場合必ずしも、安全委員会の中に研究所があるわけではなく、研究所と連携をしているわけですので、もちろん連携でいいんですが、今連携の仕組みは十分にはとれていないのではないかと思います。そういう連携なしに、アセスメントするということは、とても難しいことではないかと思います。1年ではまだ再整備は早いのかもわかりませんけれども、非常に国民の期待が大きいですので、そういうふうな点もお考えいただく点なのではないかと思っています。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

予定の時間を多少既に超過しておりますが、事務局の方からただいまのご発言につきまして、コメント等ございましたらお願いしたいんですが。できれば簡潔にお願いしたいと思います。

○中川消費・安全局長 最後の点だけ申し上げます。

先生の意見の大半は、食品安全委員会みずからをお聞きいただいた方がよろしいかと思いますが、きょうのご意見はまずきちんと伝えます。

それから、最後の試験研究機関等との関係ですけれども、これは施策の策定にかかる基本的な方針として、食品安全基本法の11条から21条まで具体的なことが書いてある、その実施に当たってこういった各種独立行政法人等の研究機関ときちんと連携をとつてやるということが書かれておりますので、一応具体的な体制としては整っているというふうに私どもは理解しております。ご意見自体は伝えます。

○山本分科会長 何かございますか、厚労省の方。

○道野厚生労働省監視安全課課長補佐 現在の議題について、幾つか厚生労働省の関係が出てきましたので、まとめて情報の提供ということで説明させていただきます。

1つは、わかりやすい情報の提供の仕方ということで相当ご議論があったんですが、厚生労働省でも正確とわかりやすいという矛盾した要請をどうやって満足していくかという動き、それは農林水産省さんと全く同じだと思うんですけども、我々も常にジ

レンマを抱えて、ホームページなり、資料なりの作成をしているところです。どうしてもどちらかに偏るということがあって、その辺については今後もいろいろなそういうコミュニケーションの専門家の方々のご意見も聞きながら改善をしていくということで対応しております。

それから、BSEの全頭検査の件でございますけれども、1つは今のいろいろな食品安全委員会の議論もそうですし、アメリカとの議論もそうですけれども、もちろん現行の検査方法を前提にした議論でありますので、ご指摘にあったような感度の高い検査方法があらわれてくるということになれば、もちろん議論全体が変わってくるというふうに考えています。

日本において、検査方法の検討開発ということにございましては、確認検査については先ほど中川局長がおっしゃったとおりでありますし、それからスクリーン検査につきましても、例えば、今は異常プリオンと正常プリオンが交じっている中から正常プリオンを消化して検査しているわけですけれども、アメリカで消化せずに異常化しつつあるプリオンを検出しようというのが方法が研究されておりまして、日本でも同じような取り組みをやっていけるということもあります。

ただ、アメリカで開発されるような感度がとれるかどうかというのは、専門家の間でも議論があるところでした。そういう意味で、現行の検査を前提とした日米協議というのが実際的でありますし、食品安全委員会の評価においてもそういったことを前提にやられているというのが現状でございます。

それから、トレーサビリティについてでございますけれども、昨年食品衛生法の改正で、それまでは記録の保管ということに関して言えば、例えば、牛乳の処理施設における殺菌記録の保存とか、そういったことについて部分的に義務づけておったわけですけれども、まさに購入元と販売先についての情報、その他そういう製造関係の情報についての保存ということを一応努力義務でございますけれども、法律上求めるようにいたしたところです。ただ実際に努力義務ということもありますし、全般にはガイドラインも作成して、周知を図っているところでありますけれども、この辺は農林水産さんの仕組みと連携をしながら、今後私どもも普及を図っていきたいということで対応しております。食品の安全管理上からも、問題が発生したときの迅速なそういう食品の回収だとか、健康被害の拡大防止という観点から、厚生労働省の方としても取り組んでいるというのが現状でございます。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

トレーサビリティの問題、これは前回も先ほども申しましたように同じ議論があって、議論するとほとんど同じ意見なんだけれども、というお話をしたので、第4回目の分科会でまた同じことにならないように、ぜひご検討いただければというふうに思います。

それでは、時間の関係もございますので、まだただいまのテーマにつきまして、ご意見おありの方もおありかと思いますが、こ

のあたりで資料3の方に移らせていただきたいと思います。

資料3につきまして説明をお願いします。

○栗本衛生管理課長 それでは、資料3に基づいてご説明をさせていただきます。

家畜衛生部会の審議の状況についてでございますが、これからご説明をさせていただきます。3疾病の防疫指針、それから基準につきましては、いずれも先週21日に開催されました家畜衛生部会におきまして、ご審議をいただきまして、細部については部会長一任という結論をいただいております。

今回、消費・安全分科会には、そのご審議の状況をご報告するものでございます。

それでは、資料の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず、衛生部会等の開催状況でございます。

田嶋委員を部会長にお願いをして、家畜衛生部会は2回、昨年の9月と今月21日に開催いたしまして、特定家畜伝染病防疫指針の作成及び飼養衛生管理基準の設定についてご承認いただきました。

家畜衛生部会の下に4つの小委員会がおかれております。開催状況はお示しているとおりでございます。牛豚等疾病小委員会は、おもに口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針について、調査、審議をしていただきました。2回の開催でございます。

それから、家きん病小委員会につきましては、国内における発生におきまして防疫対応についてのご助言をいただくために、かなり回を重ねております。この中で、防疫指針のご議論もお願いをしたわけでございます。計8回の開催になっております。

それから、その次がプリオントラウト病小委員会でございますが、1回目は死亡牛の検査で見つかった初めてのケースについての確定診断をしていただいたのが、第1回目でございまして、2回目に牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）についてご議論をいただきました。

それから、一番下が衛生管理小委員会でございます。これは、飼養衛生管理基準（案）について、2回にわたって調査、審議をいただきました。

これらの会議は、発生農場に関する個人情報を取り扱うような場合を除きまして原則公開で開催されております。

それでは、次のページをごらんください。

特定家畜伝染病防疫指針についてでございますが、これは平成13年のBSEの発生で、発生を想定した緊急対応マニュアルがなかったということで、いろいろな混乱が起きたということが指摘されました。それを踏まえまして、昨年の6月に家畜伝染病予防法の一部が改正されまして、BSEのように、特に総合的に発生の予防ですとか、周囲に蔓延防止のために措置を講ずる必要がある家畜伝染病については、あらかじめ必要となる措置を総合的に実施するための指針を作成して、公表しておくこととされております。

これまで、それぞれの病気につきまして防疫マニュアルという

ようなものをつくってまいりましたが、これは都道府県ですか、関係団体等にお知らせをしていたというものでございまして、この防疫指針はさらに広くお知らせをしていくものということで決められたものでございます。

このページの3のところの中間ぐらいにありますけれども、どんな病気について指針をつくるかということにつきましては、第1回のこの分科会におきまして当面……、すみません家畜衛生部会においてです。このときに、口蹄疫とBSE、そして高病原性鳥インフルエンザについて防疫指針を作成していくということが了承されております。

次のページ以降、口蹄疫と鳥インフルエンザ、そしてBSEに関する指針の概要をお示ししてございますが、基本的な構成等は病気によって、細かいところはもちろん違いますけれども、大体同じようになっておりますので、時間の関係もありますので、先ほど中村委員の方からご質問いただきました鳥インフルエンザの指針を例にとりまして、概要について説明させていただきたいと思います。

資料3-4の4ページをごらんいただきたいと思います。

高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルというものが、平成15年9月17日付の衛生管理課長名で既に出されておりますが、この指針はそれをベースにつくられております。

先ほど申し上げましたけれども、日本での実際の発生を踏まえて、かなり見直しをしながらまとめていただいたものがこれになっております。全文につきましては、参考資料6に配付させていただいておりますので、詳細は後ほどごらんいただければ幸いに存じます。

全体の構成は、第1、第2、第3というふうに分かれておりまして、1つは基本方針がございます。この病気につきましては、国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則、これにのっとりまして、殺処分方式により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施するということが重要だというふうにされております。

それから、すべての関係者が一体となって、侵入防止による清浄性の維持と、それから早期発見のための監視体制の維持を図ることと、発生時における迅速かつ的確な蔓延防止対策を講じられるように、危機管理体制を構築することが必要であるとされています。

第2のところは、防疫措置でございまして、これは異常があつたことがわかつてから、発見から行動すべき措置、これは誰が何を講ずるかということを時系列を追って示しております。この部分につきましては、知識の普及・啓発に努め、本病を否定できない症例を発見した旨の通報等を受けたときは、直ちに家畜防疫員による立ち入り検査を実施することが必要です。

否定できない症例というふうにございますけれども、症状を事前に知られておりました特徴的なこの病気の症状を示さずに突然死亡するというふうなことが多いということが実際の発生を踏まえてわかりました。こういったことについて、詳しく書き込んでおります。

それから、臨床症状を示す家きん、それから死亡した家きんを対象に家畜保健衛生所は動物衛生研究所と連携をして病性鑑定を実施する。最終診断は、動物衛生研究所で行うということにさせていただいております。

それから、病性決定時には、関係機関等と連携を取りつつ、都道府県と農林水産省とで公表して、それぞれ対策本部を設置するということです。体制を整えて、人員を確保するということをここでも時系列で示しております。

それから、防疫作業に当たる方への注意といたしまして、防疫措置の実施に当たっては、公衆衛生部局と連携し、防疫作業に従事する人は、感染防止に努めるように十分留意することが必要である。インフルエンザの場合には、感染鶏との接触によって人が感染したという例がございますので、こういった注意書き等も盛り込まれております。

それから、発生時における対応でございます。患畜等の殺処分、死体または汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の必要な蔓延防止措置を早急に実施するということ。

それから、その次は移動制限等について記載をしております。

当初、移動制限区域につきましては、発生農場から半径30キロということで設定をされたわけですけれども、実際の発生事例を踏まえまして、原則として半径10キロ以内といたしまして、発生の状況に応じて、5キロから30キロまで状況に応じて設定できるという、そういう文面に書きかえ、これを指針に盛り込んでおります。

それから、その次にワクチンの考え方でございますが、原則として殺処分と移動制限による方法のみでは蔓延防止は困難であるといった判断がされた場合、こういった場合に限って接種するという考え方をとらせていただいております。接種を行った家禽につきましては、接種を行った旨の標識をすることと、その移動を制限すること、それから接種農場において、接種鶏がいなくなるまでモニタリングを実施するということが必要だとされております。これにつきましては、症状は抑えるけれども、感染は完全に防御しないということで、無症状鶏になる恐れもあるということで、それを見つけるためのモニタリングが必要だということとでございます。

それから最後に、一番下のところですけれども、これは感染経路の究明についての報告書の中にも提言されております発生したとき、現地では防疫対応が優先されがちなんですけれども、これとできるだけ並行して感染経路の究明のための疫学調査を実施すべきであるという、そういったご提言をいただきましたので盛り込んでおります。

それから、第3、防疫対応の強化でございますが、関係機関と連携をして、危機管理体制を構築しておくこと。それから、公衆衛生部局などとも連携をして、発生時を想定した防疫演習等を実施すること。

それから、この病気の場合は感染防御できるようなワクチンの開発等が中心になろうかと思いますけれども、試験研究機関と連携を強化して、研究を積極的に推進する必要があるということ。

それから、発生を迅速に発見する監視体制を継続する。ここでは、毎月1回、1つの家畜保健衛生所あたり1農場を対象にモニタリングを続けることが必要ということが書き込まれております。

こういった形で、病気ごとに指針の案としてまとめさせていただいております。

1ページに戻っていただきますが、口蹄疫に関しては、口蹄疫防疫要領というものが平成14年に、生産局畜産部長通知として出されております。これがベースになっております。

それから、2枚めくっていただきまして、5ページでございますが、BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針、これにつきましてはBSE検査対応マニュアルというものが平成13年の10月に出来ております。これをベースに、平成14年の7月31日に農林水産大臣、厚生労働大臣連名で投出されましたBSE対策基本計画の考え方も盛り込んで取りまとめられております。

それから、次のページは飼養衛生管理基準でございます。6ページでございますがごらんください。

これにつきましては、家畜の伝染性疾病の中には、所有者が飼養管理を徹底するということで、その発生を予防できるものもあるということで、飼養にかかる衛生管理の方向に関して、家畜の所有者が遵守していただくべき基準というものをあらかじめ定めておくということで、これは農林水産省令に定めるというふうにされておりまして、これを所有者に遵守を義務づけることとされております。

これも、先ほどご説明いたしましたように、昨年の法律改正、家畜伝染病予防法の改正で新たに盛り込まれております。その実効性を確保するために、この基準に違反している所有者の方に対しては、都道府県知事が遵守すべき事項を定めてまず勧告をする。そして、この勧告に従わない方に対しては、当該勧告に従うべき旨の命令を出していただく。この命令にも違反した場合には、罰則が科せられるというふうになっております。

この飼養衛生管理基準を定める家畜の種類につきましては、食品の安全性確保という観点から、特に重要な牛と豚と鶏に適用する基準として定めるということにされております。

次のページをごらんいただきますと、7ページに基準の（案）がございます。

ちょっと、お時間の関係で一つずつごらんいただく時間がないんですけども、いろいろな疾病の感染経路、どういった場合に感染が起こるかというふうなことをよく吟味いただきまして、それらの感染経路を遮断する。それから、例えば人の動きですか、車両の消毒に努めるとか、そういうようなことによって侵入を防止するということ。それから、6のあたりにございますのは、異常をできるだけ早く見つけることができるよう、家畜の健康管理に努めて異常が認められた場合、その他必要な場合には、獣医師の診療または指導を求める。専門家の意見を早く聞くようにということも入れております。

それから、その次の家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないことといったことも加えられておりま

す。

それから、家畜を出荷する場合、あるいは納入する場合の注意点なども加えられておりまして、最後に疾病ごとの症状や必要な知識、これを所有者の方も習得に努めていただく必要があるということも盛り込まれております。

すみません、ちょっと走りましたけれども、このようことで家畜衛生部会のご了承をいただいております。

今、これにつきましては重要な手続を踏んで、できるだけ早く公表ができるように準備作業を進めているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○山本分科会長 それでは、以上の説明につきまして、質問等ございましたらお願ひします。

特にございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、時間はまだございますので、本日いろいろ忌憚のないご意見、ご質問をいただきましたが、資料3についてのご質問ということでなく、一般的にこの際ご提案なされたいこと等ございましたらご発言をお願いしたいと思います。

大木委員。

○大木委員 先ほど、食育も1つの大きな柱ですとご説明がありまして、食生活指針を具体的に聞いていただきたいというようなお話がございましたけれども、実はなかなか地方に行きますと、これ伝わっていないんです。中央というのは、すごく情報があるんですねというふうな言い方をされるわけです。

私も、この間静岡県のあるところに行きましたときに、食生活指針をたくさん持っていました。それをお配りして、これは3つの省がこうしてというお話から全部してきてまして、これは食生活改善の道しるべなんだから、皆さん当たり前だと思わないで、捨てないでくださいねというお話をしてきたんです。そうしましたら、捨てないでとはなかなか言っている方はいらっしゃらないみたいで、資料はもらったらそこで終わったら捨てるという感じのようでしたけれども、これ若い方にぜひ見せてくださいとお願いをしたんですが、そのときも随分中央というのは情報がありました、いっぱいこういうのがあるんですねという話だったんです。

ということは、ここの霞ヶ関とか中央のところにいっぱいいろいろな情報があるのにもかかわらず、全国民にこういうことを運動としてしていかなければいけないというのが、なかなかPRももちろんそうなんでしょうけれども、いってないんだなというのが私そのときに実感をしたわけです。

ですから、どうぞこれからも、ここにもいろいろなイベントをしましたとか、フォーラムをしましたというふうになってありますけれども、大きいフォーラムというのは行ける人と行けない人があってなかなか難しいという点がございます。1回やって、大きいものをやると、終わったという感じになるのは事実なんですけれども、そうではなくて草の根的に地道にもう少し入り込まないと、これはなかなか目立たないことですから、やってもおもしろくないということもあって、大きいのをやればやったという実感はあるわけです。

そうではなくて、そんなふうにしていった方がいいのではないかなと、つくづくこの間それを持っていきましたときに思ったので、実際にやってきたものでしたので、ぜひそこら辺のところ、食育というのは重要なことですし、子供たちにとっても重要だけれども、お母さんたちも自分たちも勉強をしなければ、学校任せではいけないんですよという話もさせていただいたんですけども、本当にいろいろな話を聞いていると、死亡が多いとかっていうのなかなかわからないとかっていう、実際そういう話に細かい小さいところへ行くとなっていくんです。だから、一生懸命やってくださっているのは中央でわかりますけれども、末端にどうやったらいいかというのを今度具体策の中であると、これから具体的に苦労話がございましたので、そこら辺のところをやっていただけると、非常によいのではないかと思いました。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

先ほどの情報提供と重なるような問題だと思うんですけども、何かございますか。

○中川消費・安全局長 大変貴重なご意見ありがとうございました。

これは、委員の方ご存じかと思いますけれども、今あります食生活指針というのは10の項目について、これこれしましょうというふうなことがいろいろ書いてありますけれども、正直言ってこのことと、それから実際の毎日毎日の食事で何を食べるかどうやるかということとが実は頭でわかって体がついていかないという部分もあるのではないかというふうに思います。ですから、私どもは今年度中にやろうと思っておりますが、先ほど紹介ありましたように厚生労働省から審議官が私どもの方にまいりましたし、また私どものかつての審議官が厚生労働省の方の審議官として今回交流で行きましたので、厚労省、農水省、それからできれば文部科学省も含めまして、食生活指針もう少し具体的にしたフードガイドと言いますか、アメリカにはフードガイドピラミッドというのがありますけれども、ああいう日々の実際の食生活の行動、改善などの、実際の行動に結びつくような、そういうものをつくり実践をするということが非常に大事ではないかというふうに思っています。

既に、各都道府県ではボランティアの方、食育ボランティアの方も3万人という、非常にたくさんの方の登録をいただいているんですが、こういった人たちを動員する、協力いただくとともに実はまだ十分ではありません。これは、各都道府県にあります農政事務所などとの協力関係をきちんとして、ぜひ意欲を持っていらっしゃる方のノウハウも実際に活用をする、そういうシステムをつくるなければいけないと思っておりますが、実践の方が大事な時期でありますので、その辺がそういった実践に結びつくような方策を考えたいというふうに思っております。

○山本分科会長 例えば、情報が乏しいということですけれども、今おっしゃったパンフレットなんかは、農水省のホームページにトップページからのツリー構造をきちんと作って、まぎれ込

まないような形で、ダウンロードできるようにすれば、その地域地域でも家庭科の先生とか、意識ある方がおられるから、そういう人を媒介項として、情報が広がるような工夫をされればいいし、そういうことは消費者の教育の分野ではされていることですので、そのあたりを参考にしていただければいいのかなという感じがしました。

ほかに何か一般的なことでご議論ございますでしょうか。

特段ございませんようでしたら、きょうは大変貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

事務局から今後の消費・安全分科会の運営につきましてご説明をお願いします。

○坂井消費・安全政策課長 現在のところ、具体的な日程はまだ決めておりませんが、また本日のように必要に応じまして、ご意見を伺う機会を設けたいと思っておりますので、その節はまたよろしくお願ひしたいと思います。

○山本分科会長 以上をもちまして、本日の予定の議事は無事終了いたしました。

食料・農業・農村政策審議会 第3回消費・安全分科会を閉会といたします。

長時間にわたりご熱心にご審議いただきましてまことにありがとうございました。

午後4時55分 閉会